

第7回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2（2020）年2月28日（金）17：00～
場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

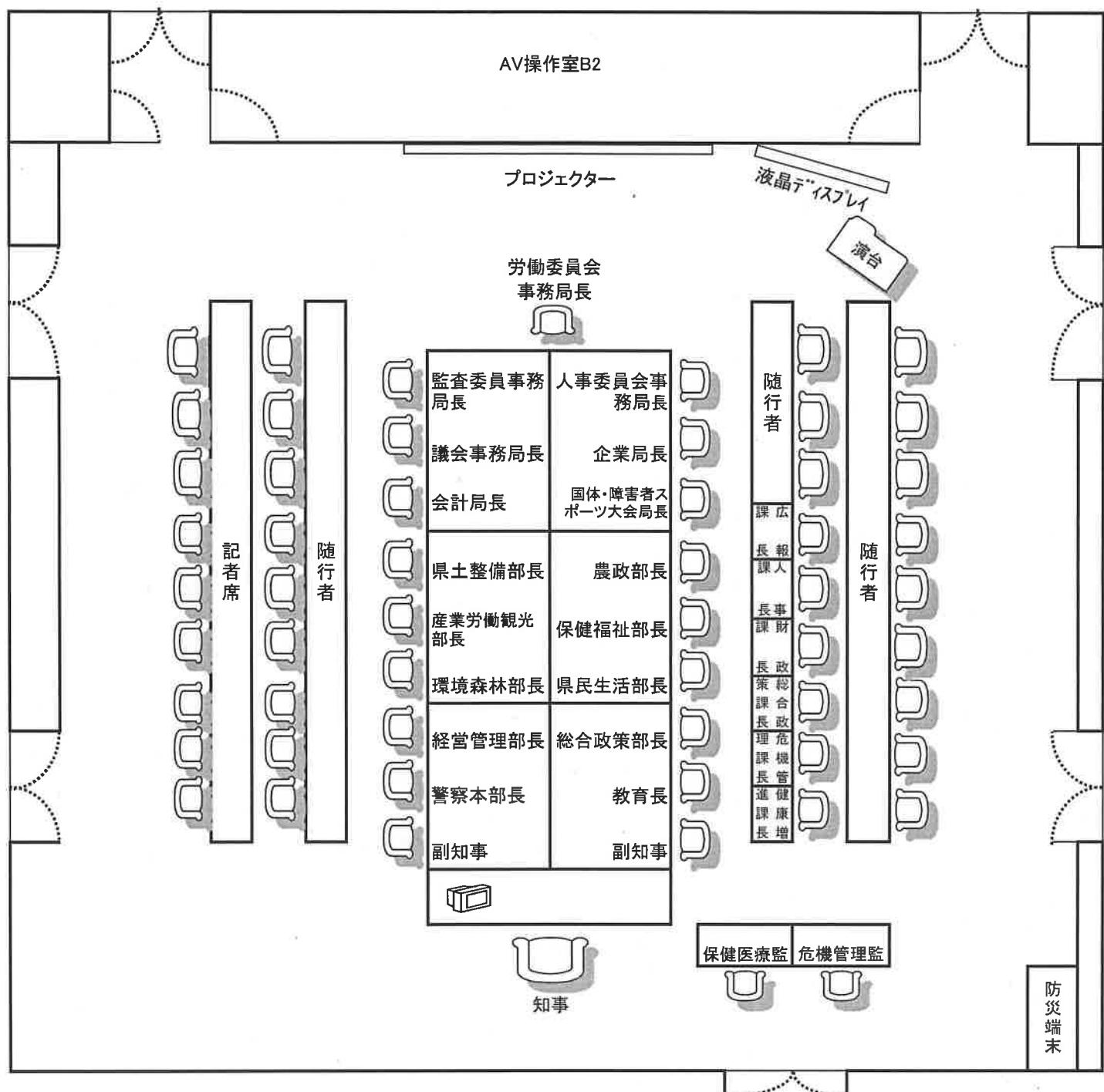
- (1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について
- (2) 各部局における課題・影響と対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 稔彦
	危機管理監	松村 誠
	保健医療監	海老名 英治

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



新型コロナウイルス感染症への対応について

R2.2.28

教育委員会事務局学校安全課

義務教育課

高校教育課

特別支援教育室

1 国の新型コロナウイルス感染症対策本部会合における要請

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請。

→ 県では、国の要請に応じて対応。

市町に対しては、国の要請を踏まえた対応を依頼。

2 卒業式

各県立学校では、県及び国の通知を参考に、学校の実情に応じて式典の簡略化等を検討。市町教育委員会には写しを参考送付。

- ・出席者の制限（在校生は出席しない、来賓の招待を控える等）
- ・祝辞等の簡略化 ·呼名等の省略 等

3 高等学校入学者選抜

(1) 高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に係る情報提供

- ・県ホームページ

「令和2（2020）年度県立高等学校入学者選抜に関するお知らせ」

- ・受検票交付時に受検者へ注意書きを配布
- ・検査日程等に変更があった場合、通知及びホームページ等により周知

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の対応

①中学校で感染者（生徒又は教職員）が出た場合の対応

- ・受検者が感染した場合 → 別途、特別な選抜により対応予定
- ・当該中学校からの他の受検者 → 志願先高校での別室受検

②高校（検査会場）において感染者が出た場合の対応

- ・臨時休校の上、消毒を行い検査会場として使用

※ 特別支援学校においては、高等学校に準じて対応予定。



元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 事 務 次 官

文部科学事務次官

藤 原 誠



新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まる事による感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれでは、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まるこのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウィルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウィルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないよう、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市區町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、國公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれましては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関するこ

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関するこ

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある児童生徒に関するこ

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関するこ

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関するこ

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関するこ

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関するこ

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関するこ

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

事務連絡
令和2年2月27日

各 都道府県
指定都市
中核市 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03-5253-1111（内線4854, 4853）
FAX：03-3595-2674
E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
TEL：03-5253-1111（内線4966）
FAX：03-3595-2749
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する
の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

(保育所について)

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。
一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。
2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

(放課後児童クラブについて)

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。
2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができます。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。
4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。

令和2（2020）年2月28日
産業労働観光部経営支援課

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業に対する 県制度融資の支援策について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業に対し、以下の支援を行う

2 制度融資

中小企業の資金繰りを支援するため、県制度融資に「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を創設

資金名	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金
融資対象者	新型コロナウイルス感染症により売上高が減少している中小企業
融資枠	30億円
融資限度額	設備資金・運転資金合わせて8,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち、据置期間2年以内）
融資利率	1.2%以内（保証協会の保証付き、責任共有制度対象外） 1.4%以内（保証協会の保証付き、責任共有制度対象）

3 保証料補助

県内中小企業者の資金調達に係る負担軽減を図るため、保証料の一部を補助

保証名	保証料率	県負担	保証協会負担	企業負担
セーフティネット4号	0.8%	0.2%	0.1%	0.5%
セーフティネット5号	0.7%	0.2%	—	0.5%
一般保証	1.35%※	30%の割合	—	0.945%

※保証区分5の率

臨時休校に伴う課題・対応一覧(新型コロナウイルス感染拡大に伴う)

No.	部局名	課題・影響	対応状況もしくは予定	実施時期(予定)
1	経営管理部	○国からの学校に対する一斉臨時休業の要請 ○私立学校における課題等の把握 ・児童生徒の保健管理に関すること ・教育課程に関すること ・部活動等課外活動に関すること ・卒業式等学校行事の実施に関すること 等	○県内の私立学校(高等専修学校を含む)に対して要請済	R2.2.28
2		○国や関係機関からの情報収集及び各私立学校への情報提供 ○私立学校における課題等に対する対応策の検討	○前練習や公演当日は集団活動などなることから、公演を中止予定 ※「劇場で味わうどちぎ～音楽絵巻風～」(R2.3.30)も併せて中止予定	R2.3.2公表 随時
3	県民生活部	○県総合文化センターにおける公演の実施 「どちらで生まれたオーケストラ大集合！」(R2.3.29)では、児童・生徒が多数団員に含まれるオーケストラが出演予定 ○臨時休校に係る県の対応等の県民への迅速な周知	○広報依頼に応じ県ホームページ、SNS(ライン・ツイッター)、テレビ、メールマガジン等による情報発信	情報がまとまり次第随時
4		○休校に伴う施設利用者の増加(青少年センター、パルティ)	○高校生以下の施設利用の原則禁止 ○有料施設以外の一般利用の原則禁止 ○上記施設入口における提示、HPによる周知	R2.3.2
5		○青少年健全育成の推進及び防犯の強化	○関係機関に対する青少年健全育成のための巡回パトロールの強化 ○市町を通した防犯パトロール強化の要請	R2.3.2
6			・放課後児童クラブ → 人員、設備等基準の適用は利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で緩和 ・県立病院 → 外来・入院制限を確認のため出勤可否状況を調査中 ・救護施設等 → 体制を確認中	R2.2.28等
7	保健福祉部	○職員等の休暇取得による各種施設における人員不足	・医療機関 → 医療提供体制に影響が生じる場合に県に連絡するよう要請 ・帰国人接觸者外来・感染症指定医療機関 → 対応可能な医療機関(病床)の更なる確保 一般医療機関での受診体制を検討(PPFを配布) ・高齢者施設 → 人員基準の柔軟な取扱いが可能であることを通知 他施設からの応援について関係団体に依頼 上記取扱いを市町へ周知	R2.2.28等

臨時休校に伴う課題・対応一覧(新型コロナウィルス感染拡大に伴う)

No.	部局名	課題・影響	対応状況もしくは予定	実施時期(予定)
8	○子の居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立制度における学習支援事業の実施体制 <ul style="list-style-type: none"> → 感染防止対策に万全を期して開催するよう健康福祉センターに通知 → 放課後児童クラブ等ディサービス事業所での受け入れ可否の確認 → 保護者に対する家庭保育の協力依頼 → 開設時間の可能な範囲での対応 → 非常勤講師等に応援を依頼 ・アミリーサポートセンター <ul style="list-style-type: none"> → 保護者に対する家庭保育の協力依頼 → 提供会員に協力を要請 ・要支援児童 <ul style="list-style-type: none"> → 県内5市9ヶ所に設置している各居場所の開設状況の確認 		R2.2.28
9	○職員の休暇取得による保健所での相談対応、疫学調査人員の不足	○応援体制の整備(本庁・地域健康福祉センター)		R2.3~
10	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生福祉大学校及び県南高等看護専門学院の履修認定 ○(公財)宇都宮准看護高等専修学校※における履修認定 <ul style="list-style-type: none"> ※専修学校高等課程 ○任意で臨時休校とした看護師等学校養成所における履修認定 ○自宅待機している児童・生徒に対する感染症予防に係る普及啓発の徹底 ○児童・生徒の受け皿となる放課後児童クラブ等に対する感染症予防に係る普及啓発の徹底 ○ひとり親家庭の就労 <ul style="list-style-type: none"> 養育を頼めないひとり親家庭において収入に影響が生じる。 ○児童相談所における継続ケースの学校におけるモニタリング <ul style="list-style-type: none"> 学校に登校しないことで、在宅ケース児童の状況把握ができないくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○履修認定に限り、代替え期間の確保が難しいため、各校とも休校はしないが、時間割の変更については調整中 ○自宅での課題学習等、資格試験受験に必要な科目履修に係る代替方針の確認(専修学校設置基準等に照らしつつ、彈力的な対処について助言) ○自宅での課題学習等、資格試験受験に必要な科目履修に係る代替方針の確認(看護師等学校養成所指定規則等に照らしつつ、弾力的な対処について助言) ○通知、県ホームページ、リーフレット等による周知 ○国における対応は示されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ○(財)栃木県ひとり親家庭等日常生活支援事業の積極的活用を推進する。 ○学校の対応を確認しながら、必要に応じて児童相談所が家庭訪問するなどして状況を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> R2.2.28 R2.3.2 R2.3.2 R2.3上旬 R2.3上旬
11				
12				
13				
14				
15				
16				

臨時休校に伴う課題・対応一覧(新型コロナウィルス感染拡大に伴う)

R2(2020)年2月28日時点

No.	部局名	課題・影響	対応状況もしくは予定	実施時期(予定)
17	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生営業者(旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業)の経営の悪化 ○ホテル、飲食店等を利用する学校行事の中止により、客数、収入の減少 ※制度所管：厚生労働省 ※実施主体：株式会社日本政策金融公庫 ※生活衛生同業組合員は利率が優遇される 	賃付利率、賃付限度等に係る特例制度「衛生環境激変対策特別貸付」について、各生活衛生同業組合へ周知	R2.2.27
18		<ul style="list-style-type: none"> ○献血の実施(献血会場において、採血業務を行う看護師等の休暇により、献血の実施規模を縮小する可能性がある。) ○薬局やドラッグストア等において、資格者の不在時には、調剤業務や一般用医薬品の販売業務ができない。 ○国保診療所における診療の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木県血液センターに影響の試算を依頼 ○関係団体宛て、業務に支障が出た場合は連絡するよう依頼 ○臨時休校に伴う医療従事者の休暇取得による人員不足が想定されるため、管理者である市町との連絡体制を整備する。 ○休診する際には、県民に対しホームページ等を活用し早期に情報提供を行う。 	R2.2.28
19				
20				
21		<ul style="list-style-type: none"> ○児童、生徒の保護者の解雇・雇い止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者向け特別相談窓口(各労政事務所内)の設置 	R2.2.28
22		<ul style="list-style-type: none"> ○児童、生徒の保護者の解雇等に伴う再就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者向け特別相談窓口(どちらかとも言えどモール内)の設置 	R2.2.28
23	産業労働観光部	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、生徒の保護者の生活支援 ○児童、生徒の保護者が休暇の取りやすい職場環境の整備、解雇・雇い止めの防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤労者生活資金の周知 ○県内企業等に対する要請 	R2.2.28
24				
25		<ul style="list-style-type: none"> ○県央産業技術専門校における訓練等の取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○本科及び高等コースにおける職業訓練を3月2日(月)から今年度末まで中止 	R2.3.2
26	農政部	<ul style="list-style-type: none"> ○農業大学校における今年度内の授業等の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○既に後期試験が終了しているため、残りの授業については休講とする方針で調整中 ○園場の管理等については、必要最低限の学生で対応 	R2.2.28
27	教育委員会事務局 (学校安全課・高校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○休業中の児童・生徒指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○「臨時休業」時ににおける児童・生徒指導の要点の周知徹底、適切な学習課題の提供等 	R2.2.28
28	教育委員会事務局 (学校安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の健康観察 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と保護者との連携による、健康観察の徹底 	R2.2.28

臨時休校に伴う課題・対応一覧(新型コロナウィルス感染拡大に伴う)

No.	部局名	課題・影響	対応状況もしくは予定	実施時期(予定)
29	教育委員会事務局 (義務・高校教育課)	○教職員の勤務対応	○基本的に通常勤務、感染した場合は傷病休暇、濃厚接触歴有の疑いは在宅勤務、子の世話の場合、看護休暇(特休)の取得也可能	R2.3.2～
30	教育委員会事務局 (義務教育課)	○授業時数の確保及び未履修への対応 (小6、中3は、卒業のためどのようにするのか)	○文部科学省からの指示を踏まえ、弾力的に対応する。具体的な扱いについては必要に応じて通知する。	R2.3.2～
31	教育委員会事務局 (義務教育課)	○指導要録の取り扱い(評定、出欠等の扱い、卒業・進級の認定)	○文部科学省からの指示を踏まえ、弾力的に対応する。具体的な扱いについては必要に応じて通知する。	R2.3.2～
32	教育委員会事務局 (高校教育課)	○卒業式の実施	○式典の時間短縮、簡略化	R2.3.2～
33	教育委員会事務局 (高校教育課)	○高校入試の実施	○十分な感染防止措置を講じた上で実施(現在のところ、日程に変更なし)	R2.3.5～
34	教育委員会事務局 (義務・高校教育課)	○修了式や修業式(通知票、証書の受渡し等)、新入生オリエンテーション等の実施	○必要に応じた登校の検討	R2.3.2～
35	教育委員会事務局 (特別支援教育室)	○特別支援学校・幼稚園児生徒の居場所の確保	○児童生徒の受け入れ先の確保と特別支援学校における受け入れの検討	R2.2.28
36	教育委員会事務局 (生涯学習課)	○社会教育施設等における対応	○青少年教育施設 ・主催事業の中止 ・宿泊等受入れには、利用者の意思を尊重し、感染症予防対策について注意喚起 ・社会教育施設へ主催イベント等開催に関する注意喚起の通知を発出 ○社会教育団体へ主催イベント等開催に関する注意喚起の通知を発出	R2.2.28～ R2.2.26～ R2.2.27
37	教育委員会事務局 (スポーツ振興課)	○臨時休校時のスポーツクラブ、競技団体主催事業における活動	○県体育協会、県スポーツ少年団、県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会宛て活動自粛要請	R2.2.28
38	教育委員会事務局 (スポーツ振興課)	○臨時休校時ににおける児童生徒による県立体育施設の利用	○県立体育施設の臨時休館or見童・生徒の利用禁止の検討 ※指定管理委託料に影響	R2.2.28
39	警察本部	○子供の安全対策	○子供が被害に遭わなかったための防犯指導 ○学童保育、各地域のパトロール警戒	R2.2.28